

平成28年 第9回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成28年9月29日（木）09時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール 2階 2-2会議室
3. 出席委員 11名
会 長 2番 縣 次 男
副 会 長 11番 大 塚 弘 士

委 員 1番 大 津 雄 司
3番 姫 野 康 二
4番 坂 本 成 一
5番 高 田 英
6番 麻 生 俊之輔
7番 二ノ宮 政 広
8番 安 部 義 浩
9番 江 藤 国 子
10番 小 野 恵美子
4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長挨拶
- (3) 議 事
 - ① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
 - ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ③ 農地法第4条の規定による許可申請について
 - ④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ⑤ 非農地証明の発行について
 - ⑥ 農地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
 - ⑦ 農業振興地域整備計画の変更について
- (4) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 須藤啓司、次長 後藤義一、主幹 大嶋陽一、主事 田代正太郎

7. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 11名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成28年第9回由布市農業委員会総会を開会いたします。

ひとつ、議案の訂正があります。議案の3ページでございますが、議案番号1のですね、解約理由の所に合意解約の下のですね、関連議案17号とありますが、これは20号の誤りですので、訂正をお願いします。訂正は以上です。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 8 番の安部義浩委員さんをお願いしたいと思います。よろしく、お願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第7までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全員

異議なし

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくお願いします。

○日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について」

(議案1号 1件)

議長

続きまして、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、議案朗読説明。

議長

議案1号につきましては、報告ということでした承いたいただきたいと思ひます。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第2号・3号 2件)

議長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案2号から3号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

議 長

議案第2号につきましては、説明の方を議席番号8番の安部義浩委員さんよりお願いいたします。

8番 安部義浩委員

はい、説明いたします。受人の方は48歳と若く、大分市の方に済んでいるのですが、機械は渡人の方のを借りて、近隣の土地を3筆か4筆程、利用権を入れて耕作しております。機械等は、全部渡人の方のを借りるということで、この度3条申請がありました。別に問題はないと思われます。ご審議の方、よろしく申し上げます。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

議 長

続きまして、議案第3号につきましては、説明の方を議席番号3番の姫野康二委員さんより申し上げます。

3番 姫野康二委員

はい、説明します。この土地は受人の方がすでに所有している土地と土地の丁度あいだの分で、遺産かなにかでこれを貰ったらしいんですが、やっと話がついて、売買するという事です。別に問題ないと思ひます。よろしく申し上げます。

議 長

質疑を受けます。

4番 坂本成一委員

はい。すいません。

議 長

はい。坂本委員さんどうぞ。

4番 坂本成一委員

受人の後継者は、高齢ですか。

議 長

後継者がおります。

3番 姫野康二委員

企業のハウスの隣の土地で、丁度この土地が真ん中にある。両脇を渡人がもっていて、この分だけなので、取得して一枚にしたい。というところです。

議 長

私の田んぼの隣の人なので、いつもお伺いしている人です。水路の世話をいつもしてくれている人です。心配ないです。

他にご質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第4号 1件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議案4号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案第4号につきまして、説明の方を議席番号8番の安部義浩委員さんよりお願いします。

8番 安部義浩委員

4号の説明を致します。別紙字図の1から4ページになります。2ページが一番わかりやすいんですが、大分医大官舎2丁目のすぐ下です。畑なのですが、水利が悪いことが主な原因で荒れています。不動産屋さんから連絡を受け、現地を確認した際に、碎石が敷いてあることが判明したので、一部始末書を添付することとなった。アパート建築希望地とのことですが問題は無いように思うので、審議をよろしくお願いします。

5番 高田英委員

はい。(挙手)

議 長

はい。高田委員さんどうぞ。

5番 高田英委員

いま安部委員さんの説明があった中に、不動産屋さんから連絡を受けたとあったのですが、申請書を事務局に提出する際も不動産さんが代理となって申請にこられたのでしょうか。今月の案件ではないのですが、湯平の非農地証明を申請したいと市内の不動産さんが来たんです。本来、不動産さんは宅建の資格をもって、土地の仲介とか、アパートの管理とか、そういったことしかできないんですよ。農地法に関する証明等を、その資格のなかで、報酬の有無に関わらず、やること自体が違法なので、代理人が申請するならば、行政書士か土地家屋調査士しかできませんから、そちらの方をお願いして下さいと伝えてます。本人じゃない場合は、行政書士か土地家屋調査士かを確認するようにしてほしいし、事務局も指導をちゃんとしてほしい。大分や中津は農業委員もしっかり確認していると聞いてます。確認方法は、資格者証を見せて欲しいと言えば良いです。持っているはずですから。どうしても提出すると聞か

ない場合は、仕方なく受けたことを報告して下さい。私も県の行政書士会を通じて確認をしますので、よろしくお願いします。

8番 安部義浩委員
ちなみに、今回の場合はT企業さんでしたが。

5番 高田英委員
その会社なら、建築士さんとかなら多分大丈夫です。

議 長
他に質問はございませんか。
(ありません)

それでは、ないようにありますので、この案件、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第5号 1件)

議 長
続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局
日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案5号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長
議案第5号につきましては、説明の方を議席番号8番の安部義浩委員さんより説明をお願いします。

8番 安部義浩委員
はい。5号ですが、場所は県道小挾間大分線の赤野という場所です。お寺の前の場所なのですが、購入したいと連絡があったので現地を確認したところ、問題は無いと思いますので、審議をよろしくお願いします。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません)
意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数により、許可相当と認めます。

■日程 第5 「非農地証明の発行について」
(議案第6号～19号 14件)

議 長
続きまして、日程第5 非農地証明の発行について、14件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第5 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議案6号～19号は、農地法第2条第1項の対象とならない土地と判断され、問題はないと考えます。

議長

議案第6号につきましては、説明の方を議席番号8番の安部義浩委員さんより説明をお願いします。

8番 安部義浩委員

6号を説明します。現地を確認しました。字図の12ページをご確認下さい。基盤整備等全くしておらず、かなり狭い土地です。機械が全く入らないことが原因で20年程全く耕作できていない状況なので、非農地証明を発行して欲しいと申請がありました。審議をよろしくをお願いします。

議長

質疑はありませんか。

5番 高田英委員

質問ではないのですが、字図を見たときに、周辺の地目が入っているところと入っていないところがある。非農地判断をするなかで、周辺の地目が分かると見やすいです。せめて隣接しているところは入れるようにお願いしたいです。

議長

事務局、よろしくをお願いします。

他に質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議長

議案第7号につきましては、説明の方を議席番号8番の安部義浩委員さんより説明をお願いします。

8番 安部義浩委員

場所は赤野のダイです。県道小挾間大分線で、朴木から医大に向かうとお寺があり、その付近の堤の下です。旧挾間町時代のときに県道の拡幅用地として何度も交渉したが契約できず、その頃から耕作がされていない状態であり、現在では荒れている。私の記憶では、私が中学生の時に作っていたことを覚えています。進入路も水路もあるのですが、所有者が県外の人で作ることができておりません。審議をよろしくをお願いします。

議 長
質疑はありませんか。

私もいつも挾間に行く際にこの道を通りますが、荒れていると感じてました。

9番 江藤国子委員
なにかあとにできるんですか。

8番 安部義浩委員
事務局から聞いた話ですが、上のお寺が買い取って、道の拡幅や墓地公園を予定していると聞いてます。15ページの左に写真が出ている県道を拡幅する計画が以前よりあったんですが、暗礁に乗り上げてます。

11番 大塚弘士委員
すごくもったいないと感じるのですが。

8番 安部義浩委員
全体では広いんですが、細くて段々畑で、扇の田という感じ。

議 長
傾斜も急だから使いにくい。

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。
挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長
議案第8号につきましては、説明の方を議席番号1番の大津雄司委員さんより説明をお願いします。

1番 大津雄司委員
説明致します。挾間下市の見取という地域です。場所は位置図18ページです。下市で大きく開発されている場所に非常に近いです。平成6年に5条申請の許可済み用地です。特に問題は無いと考えます。よろしくをお願いします。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)
それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。
挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長
議案第9号につきましては、説明の方を議席番号10番の小野恵美子委員さんより説明をお願いします。

10番 小野恵美子委員
説明します。21ページをお願いします。申請地は斜面で、写真の通り非常に荒れておりますので、非農地ということですのでよろしくをお願いします。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案第10号につきましては、説明の方を議席番号10番の小野恵美子委員さんより説明をお願いします。

10番 小野恵美子委員

23から24ページを開けてください。申請地は道路の脇にひよろ長くあるのですが、すごく荒れておりどうしようもない状態です。非農地にしたいということで現地を確認しに行きましたが、本当に荒れておりました。審議をお願いします。

議 長

質疑はありませんか。

申請者さんは元の農業委員さんですか。

10番 小野恵美子委員

そうです。

議 長

質疑は有りませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案第11号につきましては、説明の方を議席番号10番の小野恵美子委員さんより説明をお願いします。

10番 小野恵美子委員

27から28ページをお開き下さい。ここは人の土地を通らないと道から入れない場所であり、水路も周りの田んぼから引かなければならない状態で、何年も耕作ができておりません。非農地にしたいということなので、よろしくをお願いします。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案第12号につきましては、説明の方を議席番号10番の小野恵美子委員さんより説明をお願いします。

10番 小野恵美子委員

31から32ページをお願いします。申請者の父が亡くなってから、申請者は近隣にいないので、農業は規模縮小をしていってます。現地も荒れているので、非農地の判断をお願いします。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案第13号につきましては、説明の方を議席番号6番の麻生俊之輔委員さんより説明をお願いします。

6番 麻生俊之輔委員

別紙の35ページの写真の通りです。山林の中にある土地です。30数年前に近隣に住宅があったのですが、便利が悪いということで引っ越しました。高齢となったことに伴い整理をする中で、非農地として申請をしております。よろしくをお願いします。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案第14号につきましては、説明の方を議席番号6番の麻生俊之輔委員さんより説明をお願いします。

6番 麻生俊之輔委員

38ページの写真なんですけども。申請地の近隣の農家の方が、申請地の雑木林を整理したいということです。よろしくをお願いします。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長
議案第15号につきましては、私の方から説明を致します

41ページ42ページを見てください。水路のそばにあるちよつとの農地なのですが、既に許可済みという状況です。特に問題は無いと思います。皆様の審議をお願いします。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)
それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。
挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長
議案第16号につきましては、説明の方を議席番号9番の江藤国子委員さんより説明をお願いします。

9番 江藤国子委員
説明させていただきます。ページは43ページから45ページになるんですけど、場所は奥湯の里がある近くです。凄い山の中となっております。奥江の集落に向かう道の左に入る場所となります。地熱発電の進入路拡幅用地にしたいとの事ですが、永い間耕作されておらず山林化しておりますので、非農地証明を発行しても問題ないと思います。以上です。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)
それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。
挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長
議案第17号につきましては、説明の方を議席番号9番の江藤国子委員さんより説明をお願いします。

9番 江藤国子委員
場所は16号のすぐ近くなのですが、ここも周りと同様山林化しておりますので、非農地証明を発行しても問題ないと思います。以上です。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)
それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。
挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案第18号につきましては、説明の方を議席番号9番の江藤国子委員さんより説明をお願いします。

9番 江藤国子委員

16号17号と続いている場所です。ページは52ページから56ページになります。ここも永年耕作しておらず、山林化しているので、非農地証明を発行してよいと思います。以上です。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案第19号につきましては、説明の方を議席番号5番の高田英委員さんより説明をお願いします。

5番 高田英委員

資料の57ページから59ページです。現地に行きました。現地は山の中にありまして、日当たりも悪く、永年耕作をしておりません。山林化しております。周辺農地に与える影響も無く、問題は無いと思っております。よろしく申し上げます。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

○日程 第6 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案20号 1件)

議 長

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定） 議案朗読説明。

議案20号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

議案 20号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局

申請者さんですが、現在湯布院のハウレンソウ農家の方に2年ほど研修に入っています。これから独り立ちしていこうという取り掛かりで、このハウスの建っている農地を借りて、ハウレンソウ栽培を始めたいという形です。これ以外の農地を持っていないのに、利用料が玄米となっていることに違和感があると思いますが、これは貸す側の方が、お米がいいということを示しているようなので、玄米を買ってですね。渡すという風に聞いております。以上です。

3番 姫野康二委員

いいですか。新規就農でこの方は知ってるんですが、備考欄で1年間となっているのはなぜですか。

事務局

相手方との話し合いの結果です。とりあえず一年というかたちなんじゃないかなと思います。期間は長い方がいいんですが、今回はこういった申請となっています。今回の件は農政課がお世話して作り上げたようなんですけど、農業委員会事務局から期間が短いと伝えたとき、最初なのでとりあえず1年という話がありました。

議長

他にご意見はありませんか。

8番 安部義浩委員

いいですか。1号議案の時と名前が微妙に異なるのですが。

事務局

誤りです。申し訳御座いません。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

○日程 第7 「農業振興地域整備計画の変更について」

(議案20号 1件)

議長

日程 第7 農業振興地域整備計画の変更について、15件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第7 農業振興地域整備計画の変更について 議案朗読説明。
詳細については農政課の担当より説明致します。

農政課担当者

詳細説明

議 長
箇所番号1の除外について質疑はありませんか。

11番 大塚弘士委員
近隣の同意は取れていますか。

農政課担当者
取れています。

議 長
他にご質問はありませんか。
無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長
箇所番号2の除外について質疑はありませんか。
無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長
箇所番号3の除外について質疑はありませんか。
無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長
箇所番号4の除外について質疑はありませんか。
無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長
箇所番号5の除外について質疑はありませんか。
無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長
箇所番号6の除外について質疑はありませんか。

5番高田英委員
この辺りは2種農地ですか。1種農地に見えなくもないですが。

農政課担当者
2種農地です。

議 長
他にご質問はありませんか。
無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長
箇所番号7の除外について質疑はありませんか。
無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長
箇所番号8の除外について質疑はありませんか。
無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長
箇所番号9の除外について質疑はありませんか。
無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長
箇所番号10の除外について質疑はありませんか。

5番 高田英委員

太陽光発電をするとの事で、庄内は最近設置が多いようですが、反対意見等の問題は無いのでしょうか。周辺同意の取得などはどうなっていますか。

農政課担当者

隣接の農地は同意を取るようにしています。

5番 高田英委員

太陽光は市の条例にかからないんですか。

事務局

太陽光は建築物でないので、挟間と庄内はかからない。

議 長
他にご質問はございませんか。
(ありません。)
無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長
箇所番号11の除外について質疑はありませんか。
無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長
箇所番号12の除外について質疑はありませんか。

4番 坂本成一委員

グラウンドと駐車場だけで、これだけの広い面積が必要なのでしょうか。

農政課担当者

駐車場は職員が40名で、来客が10名分の合計50名分の駐車場用地です。

5番 高田英委員

ちょっと計画が見えないのですが、施設を移転するんですか。しないなら、どこにパネルを設置するんですか。

農政課担当者

現在駐車場として使用している場所に設置し、今回の転用箇所新たな駐車場とグラウンドを併設したいという考えです。

3番 姫野康二委員

取水場が近いのですが、太陽光パネルが壊れてしまうことによる水質汚染が心配。大分市の飲み水とかにもなっているし。

5番 高田英委員

周辺住民に十分に説明をすること。と意見を付け加えてはどうか。

4番 坂本成一委員

申請者は太陽光発電用地の為に、規模拡大として農地を取得しているように思っているの、なにか考えないといけないのでは。

5番 高田英委員

周辺農地に十分な説明をすること。管理を今後充分行うこと。というような意見でいいんじゃないでしょうか。

事務局

周辺農業者に充分説明する。適正な管理を続け、今後の営農に支障が出ないようにする。というような感じでは。

議長

12号の除外についてですが、高田委員さんの意見を付して進達するという事で良いでしょうか。

(異議なし。)

それでは、意見を付して答申いたします。

事務局

ちなみに、今回の意見は規模が大きいからということでいいんですかね。太陽光だからということならみんなになります。それか、広さを基準にするか。例えば1,000㎡以上とするとか。

議長

今回は規模が大きいので意見を付します。

議 長

箇所番号13の除外について質疑はありませんか。

箇所番号12の議案と関連があるので、箇所番号12と同様の意見を付して進達してよいですか。

(異議なし。)

意見を付して答申いたします。

議 長

箇所番号14の除外について質疑はありませんか。

無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長

箇所番号15の除外について質疑はありませんか。

無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。